

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第21号

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則

森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～11 [略]</p> <p>12 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもので、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）<u>第9条第2号</u>に掲げる森林整備法人をいう。以下同じ。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。以下同じ。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）、同条第8号に掲げる農林水産大臣が定める基準に従った規約を有しているもの（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画（森林法第11条第5項の森林経営計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の森林施業計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者（以下「森林施業計画策定者」という。）、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者及び森林法第10条の11の4第1項（同法第10条の11の6</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～11 [略]</p> <p>12 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもので、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）<u>第10条第2号</u>に掲げる森林整備法人をいう。以下同じ。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。以下同じ。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）、同条第8号に掲げる農林水産大臣が定める基準に従った規約を有しているもの（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画（森林法第11条第5項の森林経営計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の森林施業計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者（以下「森林施業計画策定者」という。）、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者及び森林法第10条の11の4第1項（同法第10条の11の6</p>

第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく知事の裁定を受けた者(以下「施業代行者」という。) (2)～(7) [略]	第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく知事の裁定を受けた者(以下「施業代行者」という。) (2)～(7) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。